

問題 1

甲の罪責に関する以下の記述について、正しい場合には、「正」と、誤っている場合には、「誤」と解答用紙の冒頭に記載した上、その理由を簡潔に述べなさい（なお、「誤」と解答した場合で他の刑法上の犯罪が成立する場合には、その罪名も理由中で明らかにすること）。

- 1 甲は、人を熊と誤認して猟銃を 2 発発射して、乙の下腹部等に命中させて瀕死の重傷を負わせた上、自己が射撃したのが人である旨誤射に気づいた後、殺意をもって、更に猟銃を 1 発発射し胸部等に命中させて即死させ、乙の死期を早めた場合、甲には、業務上過失致死罪及び殺人罪が成立し、両罪は、併合罪の関係にある。
- 2 甲は、出会い系サイトの携帯電話によるメール情報受送信サービスを利用する際の決済手段として使用される電子マネーを取得するため、携帯電話機を使用して、インターネットを介し、クレジットカード決済代行業者が電子マネー販売等の事務処理に使用する電子計算機に、窃取に係る乙のクレジットカードの名義人氏名、番号及び有効期限を入力送信して同カードで代金を支払う方法による電子マネーの購入を申込み、上記電子計算機に接続されているハードディスクに、名義人である乙が同カードにより販売価格合計 11 万 3000 円相当の電子マネーを購入したとする電磁的記録を作り、同額相当の電子マネー利用権を取得した。甲は、乙のクレジットカードに記載されたとおりの情報を与えたに止まり、「虚偽の情報若しくは不正な指令を与えた」ものではないから、電子計算機使用詐欺罪（刑法 246 条の 2）は成立しない。

問題 2

甲は、約 20 年間にわたり、医師として活動してきたが、交通事故による業務上過失致死事件で、医師免許を取り消されたため、病気のため休業していた義理の兄で医師である A の承諾を得て、無資格のまま、A の名義で診療所を開業していたところ、ナイフで大腿部を刺された乙が診療所に運び込まれた。乙は、甲に対し、「先生、助けて下さい。」と言い、甲は、乙の申し出に従って、縫合手術を実施した。後日、甲が医師の資格がないことが判明し、乙は、「甲が治療してくれたことは感謝するが、甲に医師の資格がないと知っていたら、多少、時間がかかっても、救急車で近くの病院に行っており、甲に縫合手術を依頼することはなかった。」と供述している（この供述は信用できるものとする）。甲の罪責について論ぜよ。